

平成26年度予算編成方針

平成25年10月29日
津島市長 伊藤 文郎

我が国の景気は、企業収益や雇用情勢に一部改善の動きが見られるほか、個人消費が持ち直し傾向にあるなど、緩やかな回復基調にあると推測されますが、海外景気の下振れにより、景気の先行きを下押しすることが懸念されるところです。

また、国の来年度予算の概算要求では、地方交付税などの地方一般財源総額は、中期財政計画を踏まえ、今年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を維持する内容にとどまっており、地方の財政運営に影響を及ぼす制度や施策については、国及び県の動向を十分注視し、的確に対応していく必要があります。

このような情勢の中、歳入については、市税収入は、内需の緩やかな回復の影響を受け、増収傾向への転換に僅かながら期待が持てるものの、これまでの長期に亘る景気低迷の影響もあり、直ちに企業収益及び個人所得の回復は望めないことから、**依然として厳しい税収状況が続くことが予想されます。**

一方、歳出面においては、**公債費、扶助費を始めとする義務的経費が確実に増加する**ほか、社会情勢の変化や、一層複雑、多様化する行政ニーズに的確に対応していく必要があります。

こうした状況により、**平成26年度も引き続き多額の財源不足が見込まれる中**、平成24年度に取り崩した財政調整基金による財源対策を解消する目途は立っておらず、**今後、財源確保のために取り得る手段は限られており、厳しい財政運営とならざるを得ません。**

このため、歳入については、**地方財政措置の一層の確保**に努めるとともに、歳出についても引き続き**事務事業の見直し**に全力で取り組み、持続可能な行財政基盤の確立を目指していく必要があります。

以上のことから、平成26年度予算は「**財政改革行動計画**」を**着実に推進**し、真に必要な分野に、限られた財源を重点的かつ効率的に配分することを基本とし、下記に十分留意の上、編成するものとします。

なお、平成26年3月末日をもって市長の職を辞する旨を表明したため、平成26年度当初予算については「骨格予算」とします。

記

- 1 行政活動の計画・立案に際しては、別に示す「予算編成留意事項」に沿って、市民にとって真に必要な施策であるかを吟味し、現下の極めて厳しい財政状況に鑑み、政策目的と具体的な施策との整合性が確保されているかを十分検証した上で、制度・施策そのものの廃止・休止を含めた徹底的な見直しを行うこと。

また、引き続き「財政改革行動計画」後半期の取組みに積極的に取り組むことで、効率的な行財政運営に努めるとともに、「総合計画実施計画」に掲げた施策の推進に努め、本市が直面している複雑多様な課題に的確に対応すること。
- 2 いっそうの重点化、効率化に努め、事業の所要額を十分精査し、必要最小限の額で立案すること。
 - (1) 義務的経費及び性質上削減が困難な経費（①人件費的性格事業、②制度事業）については、緊急性、重要性を勘案した上で、必要最小限の額で立案すること。
 - (2) **⑥実施計画掲載事業**については、別途**通知された額の範囲内**で必要最小限の立案とすること。ただし、補助事業については、国及び県の平成26年度当初予算要求を踏まえた額で立案すること。
 - (3) **一般行政経費**(③施設維持管理経費、④単独補助金、⑤単独扶助費、⑦その他投資的事業、⑧その他の事業、⑨指定管理者制度事業)については、各部局において事務事業の見直しを徹底して行うこと。このため、枠配分方式の趣旨を理解し、付与された財源の範囲内で、各部局長の責任において、事業毎に一律的な削減を行うことなく、関係者等と十分に調整を図りながら、真に必要な施策へ重点配分すること。
 - (4) 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等法律」に基づき、消費税率が引上げられるので、法律の主旨を踏まえ、適切に対応すること。
- 3 **行政評価制度**を活用し、成果重視の視点から、施策目標を達成するための寄与する度合いが低い事業は、廃止・休止を含め、抜本的に見直すこと。

また、行政と民間との役割分担に配慮しつつ、必要と認められる場合には民間との連携、協働についても積極的に検討すること。
- 4 **監査等による指摘事項**などについては、事業内容及び執行方法等を十分検討して、その改善に努めること。
- 5 **各部局に共通する行政課題**については、事業の競合を避け、事業効果をより高めるため、関係部課相互の連絡を一層密にして、その調整に努めること。

- 6 **債務負担行為**については、将来の財政運営を圧迫する要因となるので、制度本来の趣旨に沿って適切な運用を図るものとし、歳出予算と一体的に検討して、やむを得ないものにとどめること。
- 7 **特別会計及び企業会計**については、特にその設置の趣旨を十分に踏まえ、経営改善に努め、健全な計画に基づいて編成すること。
- 8 **一部事務組合、出資法人等に対する財政的支援**については、将来的な財政負担に配慮し、各団体の収支及び中・長期の経営計画を的確に把握した上で、検討を行うこと。